

公的年金受給者のための 「確定申告事前相談会」を開催します

収入が公的年金収入のみの人を対象とした「確定申告事前相談会」を開催します。「確定申告書の書き方がよくわからない」という人は、ぜひ相談会をご利用ください。

ただし、農業収入、不動産収入、配当収入等のある人は対象となりません。ご注意ください。

日程	受付時間
1月27日(水)	9:30～11:30, 13:00～16:00
28日(木)	
29日(金)	9:30～11:30

<ところ> 市役所 3階大会議室

<持参するもの>

- 年金の源泉徴収票など所得金額がわかるもの
- 生命保険料・地震保険料等の支払証明書
- 配偶者の所得金額がわかるもの(源泉徴収票等)
- 計算用具(電卓等)および筆記用具
- 印判(スタンプ印は不可)
- 本人名義の口座番号がわかるもの(預金通帳等)

※昨年、e-Taxを利用して申告された人は、今年の確定申告書は送付されません。申告時に受け取られた封筒(利用者識別番号が付記されたもの)をお持ちください。

◆問い合わせ先 税務課市民税係(☎ 82-1125) 厚狭税務署(☎ 72-0180)

確定申告時における控除についてお知らせします

障害者控除について

平成21年12月31日現在、**65歳以上**で介護保険の**要介護認定が要介護3以上**または**一定の条件を満たす人**は、確定申告時に障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。控除を受ける人は、高齢障害課介護保険係に申請書を提出してください。(要印判)

問 高齢障害課介護保険係 (☎ 82-1172)

社会保険料控除について

後期高齢者医療保険料、国民健康保険料、介護保険料は、1年間に納付した額について、確定申告時に社会保険料控除を受けることができます。納付金額は、保険料の納付方法によりそれぞれ右のとおりお知らせします。

国民健康保険加入者は、今年度実施した保険料の軽減措置によりお返しした分がありますので、納付方法に関わらず納付済通知書(1月下旬発送予定)をお送りします。申告には、市が発行する納付済通知書をご使用ください。

なお、非課税年金の**障害年金と遺族年金から保険料が差し引かれている場合は源泉徴収票が発行されません**。確定申告をされる人には納付済通知書を発行します。お手数ですが、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料は国保年金課まで、介護保険料は高齢障害課までご連絡ください。

～後期高齢者医療保険料と介護保険料について～

- **納付書または口座振替で保険料を納めている人**
納付済通知書(1月下旬発送予定)でお知らせします。
- **年金からの天引きで保険料を納めている人**
公的年金等の源泉徴収票でお知らせします。
なお、過納等により還付を受けた保険料については、その額を控除した額が社会保険料控除の対象となります。
- **両方の方法で納付している人**
納付済通知書と公的年金等の源泉徴収票でお知らせします。記載された保険料の合計が社会保険料控除の対象です。

問 国保年金課 (☎ 82-1177・82-1209)
高齢障害課介護保険係 (☎ 82-1172)